

## 重要事項説明書

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 本園の目的は、認定こども園真岡ふたば幼稚園・いちごの杜保育園園則（平成27年4月1日制定）。以下「園則」という。）第1条に定めるとおりとする。

- 2 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育・保育の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、園則第5条に定めるとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に置く教職員は組織は、園則第12条に定めるとおりとする。

- 2 園則第12条に定める職員の職務は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

(教育・保育を行う日及び時間等)

第4条 本園の教育・保育を行う日及び時間等は、園則第9条ならびに第10条に定めるとおりとする。

(保育料)

第5条 本園においては、真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条により、園児の居住する市町が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

- 2 本園においては、真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項により、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を徴収することとし、その金額は、園則第18条に定めるとおりとする。

費目	理由
施設維持費	園舎等施設の整備維持のため

- 3 本園においては、真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項により、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 給食費 【教育標準時間の認定を受けた園児 日額420円】  
【保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 月額8200円】
- (2) 冷暖房費 月額1,000円（1号児）  
月額1,200円（2,3号児）
- (3) 日本スポーツ振興センター保険保護者負担額 200円
- (4) 通園送迎費用（3歳児以上のバス利用者） 月額4,000円
- (5) 月刊絵本購入費（3歳児以上） 各定価
- (6) その他、特定教育・保育に必要な物品等の購入費用

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間の認定を受けた園児 50人

(2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 95人

(3) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者 65人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第13条、第14条ならびに第15条に定めるとおりとする。

- 2 利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項により、抽選、申込を受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される
- 4 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第7条第2項によりできる限り協力する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条】の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

- 2 本園は、学校保健安全法【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法】及び真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

(その他園生活に関する事項)

第10条 本園入園に際し、別紙入園のしおりを配布し保護者に説明するものとする。

附 則

この運営規程は平成27年4月1日から実施する。

この運営規程は平成31年4月1日から実施する。

この運営規程は令和4年4月1日から実施する。

この運営規程は令和5年4月1日から実施する。

この運営規程は令和6年4月1日から実施する。

この運営規程は令和7年4月1日から実施する。

この運営規程は令和8年4月1日から実施する。